警　察　庁

（近畿管区警察局長）警視監　深草　雅利
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　深草　雅利
辞職を承認する
（神奈川県警察本部長）同　渡辺　巧
中部管区警察局長を命ずる
（中部管区警察局長）同　松本　治男
近畿管区警察局長を命ずる
（高知県警察本部長）警視長　北村　博文
警察庁交通局交通規制課課長を命ずる（以上二月八日）

法　務　省

武井　優　野村　豊弘
法制審議会委員に任命する（各通）（二月五日）

○定年退官
大阪区検察庁副検事亀岡修二は、検察庁法第二十二条の規定により二月六日限り定年退官

官庁発表

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、平成23年度において人事交流を希望する民間企業を下記により公募します。

平成23年２月９日

人事院事務総長　吉田　耕三

記

１　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社並びに法第２条第２項第４号及び第５号の規定に基づき人事院が指定する法人

２　応募手続

⑴　交流派遣（国から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する国の職員の年齢及び必要な経験等
②　当該民間企業における地位及び業務内容
③　希望する労働契約の期間
④　当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件
⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

⑵　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から国に採用）をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴
②　国における希望職務内容
③　希望する任用期間
④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別
⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

３　参考

国と民間企業との間の人事交流制度及び交流を希望する国の機関とその職務内容については、人事院のインターネットホームページ（http://www.jinji.go.jp/kouryu/index.html）を参照のこと。

４　応募に関する問い合わせ先及び書類提出先

人事院事務総局人材局企画課人事交流班
〒100―8913 東京都千代田区霞が関１―２―３
電話番号：（03）3581―7722
e-mail：kanmin-kouryuu@jinji.go.jp

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄水戸動力車労働組合から、検修・構内業務の全面外注化反対等の要求に関して、平成23年２月11日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全路線および付随する施設（福島県、茨城県、栃木県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年２月９日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

福島県　常磐線、水郡線
茨城県　常磐線、水戸線、水郡線
栃木県　水戸線
千葉県　常磐線
東京都　常磐線、東北本線

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都港区芝浦二丁目10番５号**五十嵐冷蔵株式会社**の工場財団に東京都港区芝浦二丁目２番地五十嵐冷蔵株式会社工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年２月９日　東京法務局港出張所

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成23年１月31日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成23年２月９日

東京法務局長　山舗弥一郎

記

氏名　羽生　明彦
所属する司法書士会　東京司法書士会
登録番号　東京第1931号
事務所の所在地　東京都立川市錦町二丁目１番21号ヴレッヂ林301号
違反行為　会則違反等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成23年１月31日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成23年２月９日

東京法務局長　山舗弥一郎

記

氏名　遠藤　友子
所属する土地家屋調査士会　東京土地家屋調査士会
登録番号　東京第6834号
事務所の所在地　東京都荒川区町屋二丁目21番９号セジュール好彩１階
違反行為　会則違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年２月９日

北海道開発局長　高松　泰

１　処分をした年月日　平成23年１月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社飯田工務店　工藤　栄三　北海道札幌市中央区南19条西６丁目１番１号　国土交通大臣許可（般―21）第22485号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年12月27日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第４０４２号
茨城県つくば市真瀬2105番地22
申立人　紙尾　洸子
本籍石川県金沢市天神町２丁目457番地、最後の住所茨城県つくば市中別府591番地11、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日平成22年２月11日、出生の場所台湾台北州台北市、出生年月日昭和17年８月１日、職業無職
被相続人　亡　紙尾　準一
茨城県土浦市中央２丁目４番13号
相続財産管理人　佐藤　裕光
水戸家庭裁判所土浦支部

平成２２年（家）第４０５３号
茨城県水戸市大町２丁目３番12号
申立人　茨城県信用組合
本籍東京都杉並区堀ノ内３丁目184番地、最後の住所茨城県土浦市右籾3027番地３、死亡の場所茨城県つくば市、死亡年月日平成19年12月25日、出生の場所満州國奉天省遼陽縣煙台村煙台郵政局官舎２号、出生年月日昭和19年６月24日、職業建設業
被相続人　亡　矢車　文彦
茨城県常陸太田市久米町1508番地
相続財産管理人　後藤　直樹
水戸家庭裁判所土浦支部